

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携 によるケアの在り方に関する検討について（経緯）

- 「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」において検討(2/12・第1回、6/10・第2回)。
- 第2回検討会において、特養の医療行為のうち、行為の危険性や夜間実施の頻度等を考慮して、
 - ① 口腔内の吸引
 - ② 胃ろうによる経管栄養について、看護職員と介護職員の役割分担等を整理した上で、具体的なモデル事業を実施することとされた。
- 「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関するモデル事業」を、以下の形で実施。
 - ① 各特養の指導看護師に対して研修を実施（平成21年9月1日・2日実施）
 - ② 各特養において、看護師の指導・連携の下で介護職員が口腔内の吸引・胃ろうによる経管栄養を実施（～平成21年12月）
 - ③ その結果を評価・分析（平成22年1月・2月）

※ モデル事業は、平成21年度老人保健健康推進事業により、(株)日本能率協会総合研究所が、委員会(委員長:太田秀樹 医療法人アスムス理事長)において、カリキュラムの検討や事業結果の検証等を実施。

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの実施について

趣旨

- 特養において、医療の処置が必要な入所者が増加している中で、たんの吸引等が必要になっても、引き続き同じ施設で生活を続けられ、又はそれを理由に入所を拒まれないようにする必要。
- たんの吸引等は、本来医師・看護職員のみが行える医行為であるが、看護職員を必要数配置することが困難であることに鑑み、医師・看護職員との連携の下で介護職員が行うことを許容することとする。

⇒ 「違法性阻却」による実施

○モデル事業による検証
 ・平成21年9月～12月
 ・全国125施設で実施

内容

1. 対象 … ①口腔内のたんの吸引(咽頭の手前まで)
 ②胃ろうによる経管栄養(チューブ接続等は看護職員)
2. 実施要件

モデル事業のように一律の要件(概ね5年以上の施設経験)を課した指導看護師を義務づけないが、同様の経験があることが望ましい。

連携・協働

- ①入所者について、1)看護職員と連携して介護職員が実施できるか、2)実施する介護職員について、看護職員との連携の下、配置医が承認
- ②定期的な状態確認等、一定の行為は医師・看護職員が実施

医行為の水準の確保

看護職員・介護職員に対する研修の実施

モデル事業のような定数的・一律の要件(指導看護師に対する12時間の研修・介護職員に対する14時間の施設内研修)はないが、同等の研修実施が望ましい。

体制整備等

- ①安全性確保のための施設内委員会の開催
- ②記録・マニュアルの整備
- ③緊急時対応の手順の確認・訓練の実施 等

入所者本人・介護職員の同意

施設の実施体制を説明した上で、介護職員が実施することについて書面による本人の同意